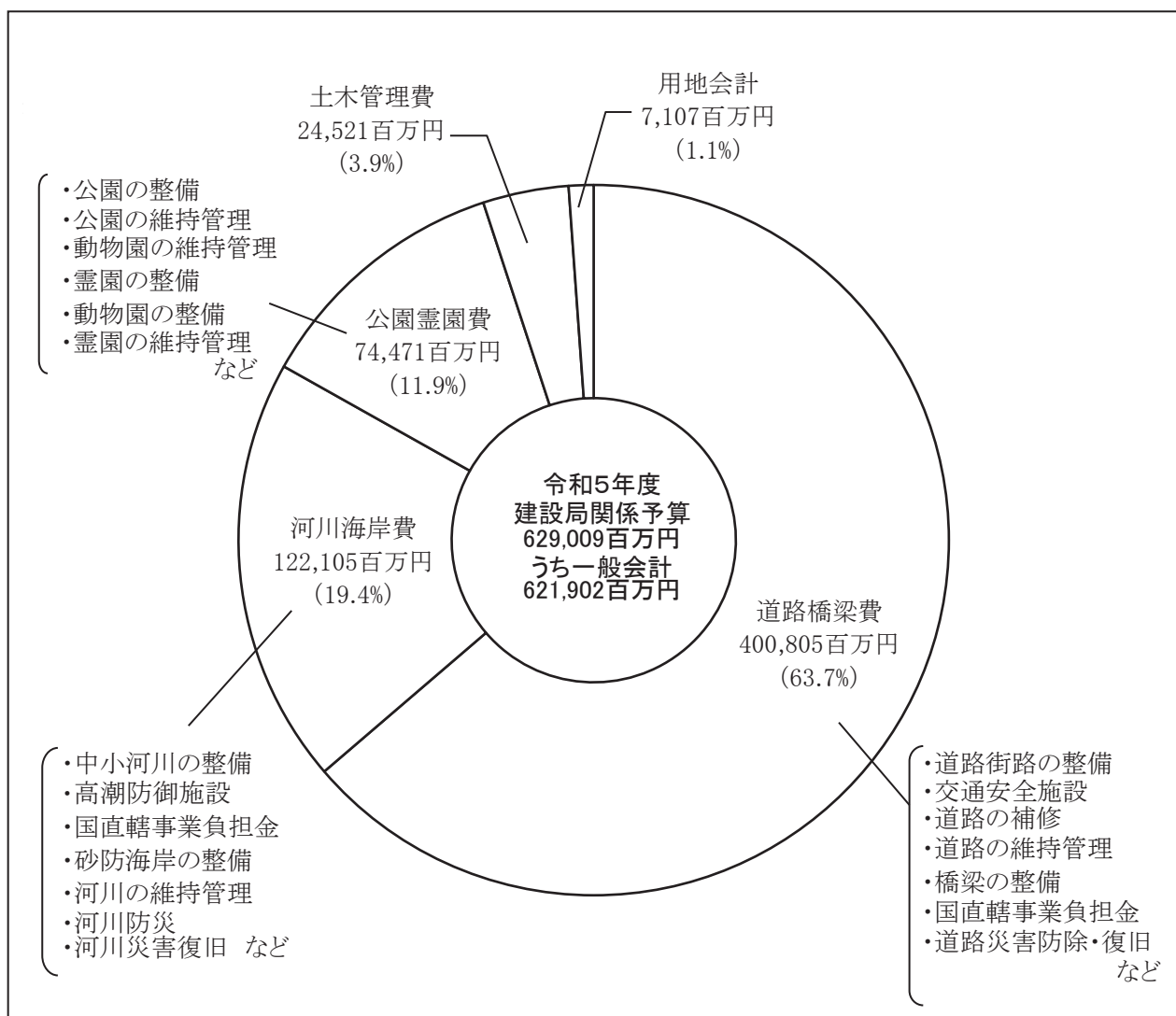


第1	事業のあらまし	(3)
第2	建設局の取り組むべき主な課題と対応	(3)
第3	組織の概要	(8)
第4	組織の沿革	(15)
第5	人員一覧表	(19)
第6	令和5年度予算	(20)
第7	令和4年度決算	(29)

総 説



第1 事業のあらまし

道路、河川、公園などの都市基盤は、日々の都市活動、都民生活を支える上で欠かすことのできない極めて重要なものであり、切迫する首都直下地震などから都民の生命と財産を守る大切な役割を担っている。

建設局は、災害に強く、快適で利便性の高い都市を目指し、都市の動脈である幹線道路をはじめ、人に優しい歩行空間、水害から都市を守る河川、潤いや安らぎを創出するとともに防災機能を備えた公園など、都市基盤の整備を推進している。

第2 建設局の取り組むべき主な課題と対応

1 成長と成熟が両立した「未来の東京」を実現するための都市基盤整備

総務部企画課

現在、世界経済の変化や第4次産業革命の進展は、スピードをさらに増し、少子高齢・人口減少社会の進行もより深刻な状況が生じ、さらには、気候変動が人類の持続可能性を危機に晒している。

このため都は、人に着目し、「人が輝く」東京の実現を目指す4つの基本戦略のもとに、2040年代に目指す東京の姿を20の「ビジョン」として描き、その実現に向けた20+1の「2030年に向けた戦略」、戦略推進のための122の「推進プロジェクト」を示した「『未来の東京』戦略」を令和3年3月に策定した。

さらに、これまでの常識が通用しないグローバルな課題の発生や急速な少子化の進行など、これらに先手先手に対応するため、4つの分野で政策をバージョンアップした「『未来の東京』戦略 version up 2023」を令和5年1月に策定した。

建設局は、この「『未来の東京』戦略」及び「『未来の東京』戦略 version up 2022」、「『未来の東京』戦略 version up 2023」（以下、「『未来の東京』戦略」等という）に位置付けられた施策を着実に進めることで、3つのシティが進化し、成長と成熟が両立した未来の東京を実現していく。

「『未来の東京』戦略」等に位置付けられた、建設局の主な取組は、次のとおりである。

（「『未来の東京』戦略 version up 2023」における新規施策は斜字とした。）

戦略6 ダイバーシティ・共生社会戦略

インクルーシブシティ東京プロジェクト
・インクルーシブな公園の整備・活用

ユニバーサルデザインのまちづくりプロジェクト

- ・駅、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化
- ・都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針
- ・横断歩道橋のバリアフリー化

戦略8 安全・安心なまちづくり戦略

水害から命と暮らしを守るハード整備等の推進

- ・気候変動を踏まえた「河川施設のあり方」策定に向けた取組
- ・河川の護岸や調節池等の整備推進
- ・新たな調節池の事業化
- ・河川における防災情報の発信・充実
- ・豪雨対策を強化する流域の追加検討
- ・水門等にICT・AI等の最先端技術の活用検討

国等と連携した、広域的な対策の展開

- ・災害時に都民のいのちをまもる公園・緑地の整備推進
- ・千葉県境における橋梁整備の推進

首都直下地震等、災害応急対策プロジェクト

- ・道路啓開（降灰除去）体制を構築

無電柱化推進プロジェクト

- ・「東京都無電柱化計画（改定）」に基づき、都道のみならず、区市町村道への支援強化等、都内全域の無電柱化を一層推進
- ・「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき、島内完全無電柱化の推進
- ・「利島・御蔵島無電柱化整備計画」に基づき、整備を推進

燃え広がらないまちづくり推進プロジェクト
 ・特定整備路線の整備による延焼遮断帯形成

耐震化徹底プロジェクト
 ・防潮堤や水門、内部護岸等の耐震、耐水対策を推進（耐震対策の範囲を高潮により浸水が生じる可能性のあるエリアまで拡大）

戦略9 都市の機能をさらに高める戦略

人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト
 ・道路空間を利用した「ゆとり創出」
 ・まちの景観に調和した道路整備
 ・自転車通行空間の整備
 ・民間活力を生かした都立公園の整備
 ・スケートボード広場の整備
 ・花と光のムーブメント
 ・都立公園における新たな賑わいの創出（噴水）
 ・歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度の活用

首都東京を支えるインフラの維持・更新の高度化
 ・予防保全型管理や長寿命化の推進
 ・道路や河川施設の三次元データ化とシステムの構築を推進
 ・住民協働アプリやA I技術の活用による道路管理

公共交通ネットワークの更なる充実
 ・多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）

移動の速達性を高めるミッシングリンク解消プロジェクト
 ・三環状道路の整備推進

誰もが使いやすくスムーズな道路網形成プロジェクト
 ・区部放射・環状道路の整備推進
 ・多摩南北・東西道路の整備推進
 ・連続立体交差事業の推進

身近で快適な道路空間形成プロジェクト
 ・自転車通行空間の整備
 ・地域幹線道路の整備推進
 ・交差点改良による渋滞解消の推進

戦略10 スマート東京・TOKYO Data Highway戦略

TOKYO Data Highwayプロジェクト
 ・水防災情報の発信強化
 ・インフラ維持管理における住民協働の推進

戦略13 水と緑溢れる東京戦略

緑溢れる東京プロジェクト
 ・都立公園等の新規拡張整備
 ・河川・水辺空間の緑化推進

まちづくりの機会を捉えた水辺再生プロジェクト
 ・かわてらすやオープンカフェ等の民間による水辺利用促進
 ・舟運の活性化
 ・隅田川等におけるゆとりと潤いにあふれる水辺空間の整備

戦略14 ゼロエミッション東京戦略

水素社会実現プロジェクト
 ・庁有船の水素エネルギー等を活用した船舶の導入

戦略17 多摩・島しょ振興戦略

多摩・島しょの交通ネットワークの強化
 ・多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）
 ・多摩南北・東西道路の整備推進

緑溢れる東京プロジェクト
 ・都立公園等の新規拡張整備

多摩・島しょの防災力向上
 ・山岳道路の防災機能強化
 ・無電柱化の推進
 ・災害時の代替ルート等となる道路整備の推進
 ・土砂災害対策の推進

戦略20 都政の構造改革戦略

都政の構造改革「シン・トセイ＝新たな都政」
 ・7つのコア・プロジェクトの推進
 ・防災対策のDX
 ・都民サービスの利便性向上

2 「TOKYO強靱化プロジェクト」の策定について

総務部企画課

令和4年12月、都は、風水害、地震、火山噴火、電力・通信等の途絶及び感染症の5つの危機に対して、都民の安全・安心を確保できる強靱で持続可能な都市を実現するため「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定した。

「TOKYO強靱化プロジェクト」には、調節池の整備や無電柱化、特定整備路線や広域防災拠点へのアクセス道路の整備など建設局の事業が多く位置付けられている。

建設局は、この「TOKYO強靱化プロジェクト」に位置付けられた施策を着実に進めることで、100年先も都民が安心できる、持続可能な首都東京を実現していく。

また、令和5年は、関東大震災発生から100年の節目の年となる。こうした契機を捉え、「TOKYO強靱化プロジェクト」の一環として、都民一人ひとりの自らを守る取組を促すとともに、自助・共助・公助に取り組む気運を醸成していく。

3 「シン・トセイ3 都政の構造改革QOSアップグレード戦略version up 2023」の策定について

総務部企画課

新たな都政=「シン・トセイ」に向けた構造改革を開始し2年半が経過した。この間、ペーパーレスやFAXレス、デスクに縛られない未来型オフィスの展開などにより、都庁では新しい仕事のスタイルが広がっている。この改革を次なるステージへと進化させ、都政のQOSを更に向上させていくため、2023年1月、「シン・トセイ」戦略を「シン・トセイ3 都政の構造改革QOSアップグレード戦略 version up 2023」へとバージョンアップさせた。

本戦略では、都のあらゆる施策を“デジタルファースト”の視点で見直し、「都政のデジタルトランスフォーメーション(DX)」を梃子とし、「都政のクオリティ・オブ・サービス(QOS)」を向上させることで、「都民のクオリティ・オブ・ライフ(QOL)」を高め、都民の誰もが安全・安心で幸せを享受できる社会を実現することを目的としている。

建設局では、「シン・トセイ3」において6つ

のシン・コアプロジェクトに位置付けられている「都庁のワークスタイル変革プロジェクト」に基づき、都民サービスの最前線である事務所におけるデジタルツールの導入等により、都民サービスおよび職員の生産性の向上を図っていく。また、「サービスデザイン徹底プロジェクト」に基づき、利用者視点で便利で快適な窓口の実現と業務の内部処理効率化を目指していく。

そのほか、各局リーディングプロジェクトに掲げる、「防災対策のDX」として、水防災情報の発信強化、「行政手続、行政相談など都民サービスの利便性向上」として公園・動物園等における利便性の向上等の都民サービスの充実、「業務の高度化・内部事務等の効率化」として、3Dデータ等を活用したインフラの建設・維持管理の高度化等、建設局独自の取組を推進していく。

4 公の施設における指定管理者制度の活用

総務部企画課

平成15年6月に地方自治法が改正され、これまで公共的な団体にしか委託ができなかった公の施設の管理に、住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的として、民間の参入を可能とする指定管理者制度が創設された。

建設局では、平成16年7月に新規開設した都立小山内裏公園で初めて同制度を導入。18年4月には都立公園、庭園、駐車場、霊園、葬儀所及び動物園等91施設に導入した。以降、施設の追加等を経て、平成27年度には全ての施設の指定期間が満了となったため大規模な再選定を行い、現在101施設が同制度により運営されている。

同制度導入後は、各施設における管理運営状況の確認や指定管理者に対する指導、監督及び評価を適切に行っている。

今後も、公の施設の効用を最大限に発揮するため、指定管理者制度を活用して、効果的・効率的な管理運営を行っていく。

5 東京都政策連携団体の戦略的活用

総務部企画課

建設局は(公財)東京都道路整備保全公社、(公財)東京都公園協会、(公財)東京動物園協会の3つの政策連携団体を所管している。

各団体はこれまで、道路行政、河川行政の補完、都立の公園、霊園、葬儀所、動物園の管理などの分野で局事業をサポートしてきた。近年、新たな

都政課題や都民ニーズが増加しており、膨大な行政需要に応えるためには、都と政策連携団体が強力に連携し、「都庁グループ」としての機能を高める必要がある。そのため、都では「政策連携団体活用戦略」を策定し、各団体が現場で培った技術やノウハウを戦略的に活用していくこととした。

各団体においても、自律的な経営改革を推進することを目的に策定した経営改革プランに基づき、都庁グループの一員としての経営基盤の強化を図っている。

6 公共工事の品質確保に向けた取組

総務部技術管理課

平成17年4月に施行された「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を受け、建設局では平成17年11月に「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議」を設置し、学識経験者の意見を参考として、局事業における公共工事の品質確保に取り組んでいる。

工事発注においては、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式の適用を推進している。設計等業務委託の契約においても、総合評価方式の適用を推進するとともに、広範で高度な知識が要求される業務などに対してはプロポーザル方式の適用を推進している。

また、令和元年の品確法改正の趣旨を踏まえ、適切な工期設定や週休2日工事の推進、施工時期の平準化などにより、建設業の働き方改革を後押しするとともに、遠隔臨場やICT建機等を活用した工事により建設現場の生産性向上に取り組んでいる。

7 工事施行の適正化推進

総務部技術管理課

公共事業については、公共工事に対する都民の信頼の確保、受注者の資質の向上及び建設工事の請負契約の適正化等を図ることが重要な課題となっている。

建設局では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、工事施行適正化の取組を推進している。このため、工事施工中には、監理技術者等の専任状況や実質的な関与、下請負業者を含む施工体制等の確認を期間を定めて一斉点検を行うなど適正

化に努めている。

また、東京都工事成績評定要綱に基づき受注者の技術的能力を、施工過程及び成果に基づき厳正かつ適切に評価し、工事受注者の適正な選定に活用している。

8 建設現場における環境対策への取組

総務部技術管理課

「ゼロエミッション東京戦略」に示された2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を着実に推進するためには、公共工事の脱炭素化の取組みを加速化する必要がある。

建設局では、道路工事等の舗装に使用するアスファルト混合物について、CO₂排出量の削減に寄与する低炭素（中温化）アスファルト混合物の適用に向けて技術的な検証を行ってきた。

令和4年度には、国土交通省が設置する審査委員会において、全国で初めて、新規取扱い混合物として認定を受けた。令和5年度は、再生材を用いた低炭素（中温化）アスファルト混合物の認定に向けて、引き続き技術的な検証を進めていく。

さらに、令和5年度より「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」を試行し、建設現場における低炭素化及びHTTへの取組を促進していく。

9 技術継承及び職員の技術力の維持・向上への取組

総務部技術管理課

「未来の東京」戦略に示した東京の将来像の実現に向け、都市活動や都民生活を支えるまちづくりやインフラ分野における整備・管理などの取組を着実に推進するためには、技術職員の役割が重要である。

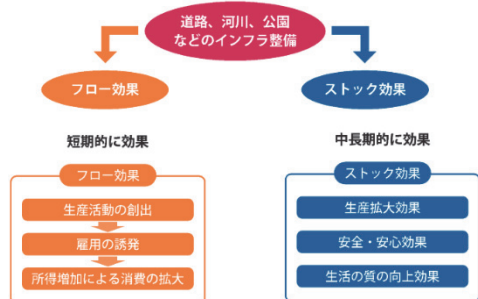
このため建設局では、職員の優れた技術力を組織として技術継承を図ることを目的に平成21年度に「建設技術マイスター制度」を構築するなど、職員の技術力の維持・向上に取り組んでいる。また、土木技術支援・人材育成センターが中心となり、職員の能力や職級、職務内容に応じて必要なスキルを身に付けられるよう、計画的な技術研修等を通じて、職員の能力向上を図っている。

10 インフラ・ストック効果

総務部企画課

ストック効果とは、道路・河川・公園などの都市基盤施設が整備・供用されることで、将来、中長期的に生産性の向上や日々の都民生活の安全性・快適性を高めるなどの効果のことである。

こうしたストック効果を最大限発揮するために、日々インフラの整備と管理を行うとともに、多様な媒体や機会を活用し、一層積極的に情報発信することで、都民の理解と協力を得ながら、東京の都市基盤整備を推進していく。



インフラの整備がもたらす効果
～フロー効果とストック効果～

11 ホームレス対策

総務部企画課

令和5年1月の路上生活者概数調査によると、建設局所管施設のホームレス数は、215人である。

建設局は、公共施設の管理者として、都民共有の財産である道路、河川、公園の安全かつ快適な利用を確保する責務を負っている。

従前から、ホームレスに対しては、施設からの退去指導や物件撤去指導、特別清掃によるテントの縮小、所轄警察や地元住民と連携した環境浄化などを積極的に行い、公共施設の利用の適正化に努めてきた。

しかし、公共施設からホームレスの退去を図るだけでは、別の公共施設に移動するだけで、根本的な解決にならない。そのため、東京都は、「自立支援システム※」等の施策を行い、ホームレスの自立を促す取組を行ってきた。その成果もあり、建設局所管施設のホームレス数は着実に減少している。

引き続き、建設局は、平成31年3月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）」に基づき、福祉施策と緊密に連携してホームレスの自立を促しつつ、退去指導等を積極的に展開することにより、建設局所管施設の本来機能の回復を図っていく。

※自立支援システム

ホームレスの社会復帰に向け、ホームレスの心身の健康回復と本人の能力等の総合的評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目

指す一連の施策

建設局所管施設のホームレス数内訳（令和5年1月）

道 路	110人
河 川	31人
公 園	74人
合 計	215人

（関連ページP. 56、P. 80、P. 131）

12 事業評価委員会

総務部企画課

建設局では、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業評価委員会を設置している。具体的には、国土交通省所管補助事業等について、必要性、進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から、外部の学識経験者等の意見を踏まえた上で今後の対応方針を決定することにより、効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図っている。

令和5年度委員会付議予定数（建設局分）：31件

第3 組織の概要

1 本庁各部課の分掌事務

部 課 名		分 掌 事 務
総 務	総 務	人事（幹部職員）、議会、広報広聴、情報公開等に関すること。
	企 画	事務事業の企画・調整、進行管理等に関すること。
	計 理	予算、決算に関すること。
	技 術 管 理	事務事業の技術管理等に関すること。
	職 員 用 度	人事（一般職員）、組織、福利厚生、研修等に関すること。 契約、物品管理、建設工事統計、公有財産、国有地等の管理・処分に係る連絡調整・指導、公有地の境界確定等に関すること。
用 地	管 理	貸付金、代替地の取得及び処分等に関すること。
	用 地	用地取得の企画・調整、進行管理等に関すること。
	調 整	用地取得の指導調査、評価、その他損失補償額の調整、土地の取用等に関すること。
道 路 管 理	管 理	路外駐車場の届出の受理、東京都道路整備保全公社、幹線道路の沿道の整備に関する法律の施行等に関すること。
	路 政	道路管理の企画調整、路線の認定、有料道路、道路台帳整備等に関すること。
	監 察 指 導	道路の監察、占用、工事調整等に関すること。
	保 全	道路・橋梁の維持補修、その他道路占用工事等の技術的調整、指導に関すること。
	安 全 施 設	道路交通安全施設の整備等に関すること。
道 路 建 設	管 理	道路・街路・橋梁整備事業の連絡調整等に関すること。
	計 画	道路・街路・橋梁・新交通システム等整備事業の企画・調整に関すること。
	鉄道関連事業	鉄道・軌道と交差する道路・街路整備事業及び新交通システム等整備事業の実施に関すること。
	街 路	街路の整備に関すること。
三環状道路整備推進	道 路 橋 梁	道路・橋梁の整備に関すること。
	管 理	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業の連絡調整等、用地の取得業務に関すること。
公 園 緑 地	整 備 推 進	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業に係る企画、調整、調査、測量等に関すること。
	管 理	都立公園事業・霊園事業の連絡調整等、東京都公園協会及び東京動物園協会に関すること。
	計 画	都立公園事業・霊園事業等の計画・調整、公共施設・道路の緑化等に関すること。
河 川	公 園	都市公園の占用及び使用等、緑地保全地区及び風致地区内の行為規制、霊園事業の企画及び運営等に関すること。
	公 園 建 設	都立公園事業・霊園事業及び都市緑地保全事業の実施に関すること。
	管 理	河川整備事業に係る連絡調整等に関すること。
	指 導 調 整	河川管理の総合調整、河川の占用、公有水面の管理等に関すること。
河 川	計 画	河川・海岸の計画、調整等に関すること。
	改 修	河川の改修、高潮防御施設等の整備に関すること。
	防 災	河川・海岸保全施設・砂防施設等の維持補修工事、災害復旧工事、海岸保全施設等の工事、河川しゅんせつ、水防等に関すること。

2 事務所 の 概 要

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 5 年 度 主 要 事 業 予 定
第一建設事務所	中央区明石町2-4 電話3542-0682 (℡代℡・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	千代田区、中央区、港区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備(放21、環1、環2、環4、補4、補11)、橋梁整備(高浜橋)、シンボルロード整備(内堀通り、六本木通り)、東京ストリートヒューマン1st(外苑東通り、外堀通りほか)、遮熱性舗装及び自転車通行空間整備(靖国通り、晴海通り、旧海岸通りほか)、電線共同溝(外苑西通り、国道130号ほか)、交通安全施設(日比谷通り、六本木通りほか)、道路緑化(内堀通り、外苑西通りほか)、橋梁長寿命化(勝鬨橋、入船橋、天王洲橋ほか)、道路施設補修(昭和通り、港共同溝)、中小河川整備(古川)、隅田川テラス整備、河川しゅんせつ(区部5河川)、河川水面清掃(区部29河川)
第二建設事務所	品川区広町2-1-36 (品川区総合庁舎内) 電話3774-0313 (℡代℡・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区	〃	道路街路整備(放17、放19、放23、環5の1、環6、補11、補26、補27、補28、補52、補54、補125、補128、補212)、特定整備路線(放2、補26、補28、補29、補52)、橋梁整備(若潮橋、等々力大橋(仮称)、鎌田橋)、道路補修(環八通り、山手通りほか)、道路施設補修(白金トンネルほか)、道路照明のLED化(環八通りほか)、遮熱性舗装(山手通り、旧山手通りほか)、橋梁補修(等々力不動陸橋、若林陸橋ほか)、橋梁長寿命化(大井陸橋、中之島橋、都大橋ほか)、電線共同溝整備(環七通り、目黒通り、中原街道、井ノ頭通り、海岸通り)、自転車通行空間(世田谷通り、目黒通りほか)、トンネル長寿命化(東海隧道)、道路緑化(環八通りほか)、中小河川整備(仙川、野川、目黒川、谷沢川分水路)、高潮防御施設整備(呑川、内川、海老取川、目黒川、立会川)、調節池補修(荏原調節池)
第三建設事務所	中野区中野4-8-1 (中野区総合庁舎内) 電話3387-5132 (℡代℡・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	新宿区、中野区、杉並区	〃	道路街路整備(放5、放24、放25、環3、環4、環5の1、補26、補62、補74、補133)、特定整備路線(補227)、新宿歩行者専用道、橋梁の長寿命化(高円寺陸橋ほか)、橋梁補修(新白鳥橋ほか)、道路照明のLED化(靖国通りほか)、設備更新(井荻トンネル)、遮熱性舗装(新目白通りほか)、保水性舗装(新宿副都心三号線ほか)、自転車通行空間(井ノ頭通りほか)、電線共同溝整備(環七通り、環八通り、青梅街道ほか)、道路補修(新青梅街道ほか)、中小河川整備(神田川、妙正寺川、善福寺川、環状七号線地下広域調節池、和田堀公園調節池、下高井戸調節池)

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 5 年 度 主 要 事 業 予 定
第四建設事務所	豊島区南大塚 2-36-2 電話5978-1703 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	豊島区、板橋区、練馬区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主8、主68、特441、放7、放9、放35、放36、環5の1、外環の2、補133、補156、補172、補230、補233）、特定整備路線（補26、補73、補81、補82、補172）、すいすいプラン（特447）、道路補修（環八通りほか）、遮熱性舗装（明治通り）、橋梁長寿命化（みのわ陸橋）、電線共同溝整備（目白通りほか）、自転車通行空間整備（新青梅街道ほか）、設備改修（練馬春日町トンネルほか）、板橋四ッ又駐車場設備改修、中小河川整備（石神井川、白子川、城北中央公園調節池、環状七号線地下広域調節池）、河川防災（新河岸川）
第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11 電話3692-4574 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	〃	道路街路整備（放32、環3支1.2、環4、補116、補120、補142、補143、補144、補277、特474）、特定整備路線（放32、補142、補143、補144）、交通安全施設（主10、主308、主319、国14、特449、特475）、電線共同溝整備（主10、主50、主60、主308、主315、主318、一501、特471、特476）、橋梁整備（小原橋、東雲橋、夢の島大橋、旧江戸川橋梁（仮称））、長寿命化（平井大橋、汐浜橋、福島橋、新川大橋、船堀橋、葛西橋、江東新橋、丸八橋、一之江陸橋、新水戸橋）、道路補修（主10、主54、主60、主306、主308、主315、主318、主319、一501、特450、特451、特453、特461、特463、特465、特475、特476、特477、国14）、河川（中川、新中川、旧江戸川、隅田川、綾瀬川）
第六建設事務所	足立区千住東 2-10-10 電話3882-1152 (ダイヤル・庶務課庶務担当)	昭和44年 4月1日	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区	〃	道路街路整備（放8、放10、環4、補73、補85、補86、補88、補90、補92、補94、補109、補118、補136、補138、補261）、特定整備路線（補73、補86、補90、補136、補138）、橋梁整備（平和橋、麩橋、南平大橋、尾竹橋）、交通安全施設（主8、主301、主313、主314、特437、特450、特452、特455）、橋梁の長寿命化（江北橋、両大師橋、熊野前陸橋、尾久橋、大谷田陸橋、新神谷橋、江北陸橋、新荒川大橋、五兵衛新橋、梅島陸橋、鹿浜橋、宮地陸橋）、道路補修（主8、主58、主306、主314、主318、一102、一106、特435、特449、特457、特458、特460、特461、特462）、電線共同溝整備（国122、主49、主58、主306、主313、主318、主319、一107、一501、特437、特445、特447、特455、特467）、中小河川整備（神田川）、高潮防御施設整備（石神井川、毛長川）、緩傾斜型堤防整備（綾瀬川六町地区）、耐震対策（綾瀬川、新河岸川）、河川防災（神田川、石神井川、新河岸川）、急傾斜地崩壊対策等（赤羽西）

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 5 年 度 主 要 事 業 予 定
西多摩建設事務所	青梅市東青梅3-20-1 電話0428-22-7210 (ガヤルン・庶務課庶務担当)	昭和44年 4月1日	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備(国411、主5、主7、主31、主45、主45<多摩川南岸道路>、主33<秋川南岸道路>、-238(梅ヶ谷トンネル)、-165、-166、-202、-250<秋多3・3・9>、-251、青梅3・4・4、福生3・4・4、福生3・3・30、秋多3・4・6)、交通安全施設(国411、主7、主29、主31、主45、すいすいプラン4箇所)橋梁整備(本宿橋(仮称)、羽村大橋)、中小河川整備(平井川、霞川)、砂防(西川、本宿第一沢、深沢川ほか)、急傾斜地(長淵一丁目、大久野新井、小沢ほか)、河川防災等(秋川、大丹波川、峰入川ほか)、道路補修(国411ほか)、道路災害防除(-204ほか)、電線共同溝整備(主5、主29ほか)、橋梁補修(軍畑大橋ほか)、橋梁長寿命化(睦橋、中福生陸橋、境橋、下奥多摩橋、御岳橋、三頭橋、香蘭橋ほか)、トンネル予防保全(大妻代トンネル、日原トンネルほか)
南多摩東部建設事務所	町田市中町1-31-12 電話042-720-8622 (ガヤルン・庶務課庶務担当)	昭和60年 10月1日	町田市、多摩市、稲城市	〃	道路整備(主18、主19、主47、主57、-141、-155、-503、南多摩尾根幹線)、橋梁整備(関戸橋、堅谷戸大橋ほか)、街路整備(町田3・3・36)、交通安全施設(主9、主18、主19、主20、主47、すいすいプラン12箇所)、中小河川整備(鶴見川、境川金森調節池、境川木曾東調節池、三沢川)、砂防海岸整備(和田、本町田)、河川防災(鶴見川、境川)、河川環境整備(大栗川、乞田川)、道路補修(主3、主9、主18、主19、主41、主47、主52、-155、-156、-158、-506)、橋梁補修(永山橋、宝蔵橋)、電線共同溝(主18、主19、-158)
南多摩西部建設事務所	八王子市明神町3-19-2 (八王子合同庁舎内) 電話042-643-2604 (ガヤルン・庶務課庶務担当)	昭和60年 10月1日	八王子市、日野市	〃	道路街路整備(主32、主47、-173、八王子3・3・10、八王子3・4・28、日野3・4・3)、橋梁整備(日野橋、東秋川橋)、交通安全施設(主46、-173)、中小河川整備(谷地川、川口川、城山川)、河川防災(浅川、山田川、案内川)、急傾斜地(大塚、初沢3)、河川環境整備(大栗川)、河川維持、道路補修(国411、主20、主32、主46、主47、主61、-166、-506、-521)、道路災害防除(-166、-516、-521)、橋梁維持(明治橋、美山橋ほか)、橋梁の長寿命化(豊田陸橋、平山陸橋ほか)、電線共同溝整備(主32、-173ほか)、施設整備(戸吹トンネルほか)

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 5 年 度 主 要 事 業 予 定
北多摩南部建設事務所	府中市緑町1-27-1 電話042-330-1802 (〆ヤルン・庶務課庶務担当)	昭和48年 4月1日	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主11、一233、三鷹3・2・2、三鷹3・2・6、三鷹3・4・7、三鷹3・4・3、三鷹3・4・11、三鷹3・4・12、武蔵野3・3・6、武蔵野3・4・24、小金井3・4・11、西東京3・2・6、西東京3・3・14、西東京3・4・9、西東京3・4・12、西東京3・4・13、府中3・2・2の2、府中3・4・5、府中3・4・7、調布3・4・2、調布3・4・11、調布3・4・17、調布3・4・18）、橋梁整備（関戸橋）、交通安全施設（一114、すいすいプラン11箇所）、道路補修（主19、一121ほか）、電線共同溝整備（主18新府中街道ほか）、橋梁長寿命化（府中本町陸橋）、自転車通行空間（主7井ノ頭通り）、橋梁補修（多摩川原橋）、道路照明LED化（一248新小金井街道ほか）、横断歩道橋補修（中河原南歩道橋ほか）、街路樹診断（主12武蔵境通りほか）、中小河川整備（野川、石神井川、入間川、野川大沢調節池、石神井川上流第一調節池（仮称）、仙川第一調節池（仮称））、河川防災（仙川）、河川維持
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19 電話042-540-9501 (〆ヤルン・庶務課庶務担当)	昭和48年 4月1日	立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	〃	道路街路整備（国分寺3・2・8、小平3・2・8、東村山3・3・8、立川3・3・30、国分寺3・4・6、東村山3・4・11、東村山3・4・15の1及び2、立川3・2・4）、交通安全施設（主4、主7、すいすいプラン6箇所）、道路補修（主15、主29ほか）、電線共同溝整備（主16ほか）、長寿命化（武蔵国分寺陸橋ほか）、中小河川整備（柳瀬川、空堀川、落合川下谷橋調節池）、河川防災（柳瀬川ほか）、河川維持
土木技術支援・人材育成センター	江東区新砂1-9-15 電話5683-1512 (〆ヤルン・技術支援課管理担当)	平成21年 4月1日		土木事業の技術支援、人材育成、調査・開発、技術情報蓄積・提供、土木技術情報ライブラリー	建設事務所等への現場の技術支援、建設局の施策実現に向けた計画的・継続的な調査・開発、技術情報の蓄積・提供、土木技術情報ライブラリー、技術職員の技術力の維持・向上を図る技術研修及びマイスター制度などによるベテラン職員の持つノウハウを次世代に引継ぐ技術継承
東部公園緑地事務所	台東区上野公園7-47 電話3821-6141 (〆ヤルン・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	23区全域 武蔵野市、三鷹市、日野市、松戸市の一部等区外管理地	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園葬儀所の整備・管理、史跡名勝等の管理、苗木育成、動物園の管理と施設整備	公園緑地整備（日比谷、上野、林試の森、祖師谷、代々木、舎人、赤塚、亀戸中央、高井戸、篠崎、水元、和田堀、葛西臨海、浜離宮、小石川後楽園、旧岩崎邸庭園ほか）、霊園葬儀所整備（青山、谷中、染井、雑司ヶ谷、八柱、瑞江葬儀所ほか）、動物園整備（上野、多摩、井の頭、葛西臨海）、公園用地取得（篠崎、和田堀、城北中央、石神井、善福寺川緑地ほか）
西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山1-17-59 電話0422-47-0111 (〆ヤルン・庶務課庶務担当)	昭和20年 4月1日	多摩地域全域	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園の整備・管理、特別緑地保全地区内の都有地の保全、史跡名勝の管理、苗木の育成	公園緑地整備（大戸、東伏見、六仙、滝山、野山北・六道山、中藤、府中の森、神代、井の頭恩賜、秋留台ほか）、霊園整備（八王子、小平、多磨）、公園用地取得（東伏見、六仙、神代、野山北・六道山、東大和、中藤、滝山、小金井、武蔵野、小山田、大戸ほか）、プレ・パーク事業の実施

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 5 年 度 主 要 事 業 予 定
江東治水事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11 電話3692-4832 (グザン・庶務課庶務担当)	昭和33年 5月1日		低地河川の整備、水門・排水機場等の管理及び整備	高潮防御施設整備事業（中川ほか）、スーパー堤防等整備事業（隅田川、旧江戸川ほか）、耐震・耐水対策事業（中川・新中川・水門等）、江東内部河川整備事業（横十間川ほか）、水門管理事業（水門管理センターほか20施設）

3 総務局所管事務所（建設局関連）の概要

所 名	所 在 地 電 話	設 置 年 月 日	所 管 区 域	所 管 業 務	令 和 5 年 度 主 要 事 業 予 定
大島支庁 土木課	大島町元町字オンダン 222-1 電話04992-2-4441	大正15年 7月1日	大島町、利島 村、新島村、 神津島村	道路・橋梁・砂 防・海岸・急傾 斜地・地すべり 防止施設等の建 設及び維持管理	道路整備（一208泉津、一208間伏差木 地）、道路補修（一208元町外3箇所、 一224長浜）、交通安全施設（一211新 原）、施設整備（一208岡田、一208泉 津、一208元町、一208野増、一211新島、 一224洞沢）、災害防除（一208岡田、 一208野増、一208差木地、一208泉津、 一228利島、一211若郷、一224洞沢） 橋梁整備（宮の沢橋、出逢い橋） 砂防（沢立沢、大清水沢、小清水沢、 大金沢、佐久川、間伏第一沢〔仮称〕、 野増第二沢〔仮称〕、滝川沢、差木地沢、 神津沢、七軒町地区）、河川防災（砂 の浜、羽伏浦、若郷、間々下浦）
三宅支庁 土木港湾 課	三宅村伊豆642番地 電話04994-2-1313	昭和18年 4月1日	三宅村、御蔵 島村	〃	道路整備（一212、一223）、交通安全 施設（一212、一223）、海岸（阿古、 御蔵）、道路補修、道路災害防除、河 川補修、緑地保護、砂防（長沢、とん び沢南支川、伊ヶ谷沢南支川、島内除 石工）電線共同溝整備（三宅島、御蔵 島）
八丈支庁 土木課	八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1114	大正15年 7月1日	八丈町、青ヶ 島村	〃	道路整備（一216大賀郷、一215大里、 神子尾 一236青ヶ島）、交通安全施設 （大賀郷、三根）、災害防除（三根、 青ヶ島）、路面補修（大賀郷他）、砂 防（大里一ノ沢、芦川）、河川防災（鴨 川、汐間海岸）電線共同溝整備（三根 他）
小笠原支 庁土木課	小笠原村父島西町 電話04998-2-2123	昭和43年 6月26日	小笠原村	道路・橋梁・砂 防・地すべり防 止施設・都市公 園の整備及び維 持管理	道路整備（一240行文線、一241北進 線）、道路補修（一240北袋沢、一241 蝙蝠谷他）、道路災害防除（北袋沢、 西浦）、交通安全施設（一240、一241）、 電線共同溝整備（一241評議平）、砂防 （北袋沢地区第一沢、大谷川支川）、 河川防災（大村川）、都市公園整備（大 神山公園）

第4 組織の沿革

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関
S 21	2.1	建設局 庶務課 都市計画課 公園緑地課 道路課 河川課 敷地工事課 土地課 建築課 住宅課 港湾課	2.1	第一～第五土木出張所 南・北・西部公園 緑地出張所 上野恩賜公園動物園 瀝青混合所	33			5.1	中川改修事務所は江東治水事務所となる 駐車場管理事務所設置 多摩動物公園管理事務所設置
	7.11	土地課は土地整理課となる	5.14	土木出張所は建設事務所となる 上野恩賜公園動物園は恩賜上野動物園となる	35	7.1	都市計画部は首都整備局へ移管	4.1	特定街路建設事務所設置
	9.2	庶務課は総務課となる					12.1	特定街路建設事務所廃止 第一～第三特定街路建設事務所設置	
	12.27	整地工事課 } 廃止 土地整理課 } 区画整理課 } 設置 土地課 }			36	4.1	道路建設部廃止 道路建設本部 建設部 } 設置 用地部 }	4.1	第四特定街路建設事務所設置
23	5.1 整地工事課設置 9.1 建築課 } 建築局へ 住宅課 } 分離	11.11	土木技術研究所復活	39	8.1	区画整備部は都市改造部となる	8.1	北多摩建設事務所設置 第一～第五区画整理事務所は東部・南部・西部・北部区画整理事務所に再編成 市街地改造事務所設置 多摩動物公園管理事務所は多摩動物公園となる 多摩川砂利管理事務所設置 駒沢オリンピック公園事務所設置	
		12.1	第一～第五復興区画整理事務所設置						
24	11.9	公園緑地課は公園観光課となる 港湾課は港湾部となる 土地課は財務局へ移管	6.11	公園緑地出張所は公園緑地事務所となる					
			11.12	中川改修事務所復活					
26	6.11	港湾部は港湾局となる						12.1	
27	11.1	部課制の採用 総務部 計画部 公園緑地部 道路部 河川部 区画整理部			40	7.17	道路建設本部 } 廃止 建設部 } 用地部 } 道路管理部 } 総務部は建政部となる	11.1	駐車場管理事務所廃止
31	12.16	計画部は都市計画部となる 技監設置							
32	4.15	道路部廃止 道路管理部 } 設置 道路建設部 }	4.15	復興区画整理事務所は区画整理事務所となる	41	7.19 12.1	次長設置 主幹 { 道路管 理担当 } } 設置 主幹 { 技術管 理担当 } }		

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関					
43	7. 5	次長廃止 道路用地部は用地部となる			48	4. 1	主幹（緑化推進担当）設置	4. 1	北多摩建設事務所・第三特定街路建設事務所廃止 北多摩南部建設事務所・北多摩北部建設事務所設置 北多摩南部・北部建設事務所に次長を設置					
44	7. 5	建政部、道路工事は総務部、道路部となる 主幹（道路計画担当）設置 主幹（道路工事担当）設置 主幹（技術管理担当）は主幹（企画技術管理担当）となる	7. 5	第六建設事務所 西多摩建設事務所 南多摩建設事務所設置 瀝青混合所・多摩川砂利管理事務所廃止	49	7. 1	都市防災本部に技監を設置 主幹（葛西沖開発担当）廃止 主幹（局務）設置	7. 1	西多摩建設事務所に次長を設置					
	12. 11	主幹（江東地区再開発担当）設置				50	12. 1	主幹（局務）廃止 主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）設置						
45	7. 16	次長設置 主幹（江東地区再開発担当）廃止			51	8. 1	都市防災本部技監廃止 都市防災本部 管理部 } 廃止 再開発部 } 区画整理部 } 企画部 } 設置 再開発部 } 区画整理部 } 主幹（企画技術管理担当） } 廃止 主幹（低地防災管理担当） } 廃止 主幹（計画担当） } 参事設置							
										46	6. 17	道路部 } 廃止 都市改造部 } 道路管理部 } 設置 道路建設部 } 都市防災本部 } 管理部 } 再開発部 } 区画整理部 } 主幹（道路管理担当）廃止 主幹（道路工事担当）廃止 主幹（道路保全担当）設置	6. 17	市街地改造事務所廃止 市街地再開発事務所設置
47	2. 16	主幹（葛西沖開発担当）設置	2. 16	東部・南部・北部区画整理事務所は、第一・第二・第三区画整理事務所、西部区画整理事務所は市街地再開発事務所、市街地再開発事務所は江東再開発事務所となる	52	7. 11	主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）廃止 主幹（緑化推進担当）廃止 主幹（公園管理担当）設置	7. 11	江東南部再開発事務所設置					
	12. 1	主幹（低地防災計画担当）設置	12. 1	第三、南多摩、北多摩建設事務所及び第一、第四特定街路建設事務所に次長を設置						56			4. 1	第一・第二・第四特定街路建設事務所廃止 第一・第四特定街路建設事務所の次長を廃止 第一街路整備事務所・第二街路整備事務所設置
					57	8. 1	次長設置							

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	
59	12. 1	企画部廃止	12. 1	第三建設事務所の次長を廃止	2	8. 1	職の名称変更 企画担当部長 参事（道路保全担当） 参事（道路計画担当） 参事（公園管理担当）			
60	4. 1	主幹（事業調整） 設置	7. 1	駒沢オリンピック公園事務所廃止 西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所の次長を廃止 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所、江東治水事務所に副所長設置	3			4. 1	道路モノレール建設事務所設置	
					10			4. 1	南部公園緑地事務所・北部公園緑地事務所廃止 東部公園緑地事務所設置	
	10. 1	主幹（事業調整） 廃止	10. 1	公園緑地事務所に副所長設置 南多摩建設事務所、市街地・江東・江東南部再開発事務所廃止 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所設置	12			4. 1	道路モノレール建設事務所廃止 新交通建設事務所設置	
					13	4. 1	区画整理部・再開発部廃止 市街地整備部の設置	4. 1	第三区画整理事業所廃止 第一、第二再開発事務所廃止 再開発事務所設置	
	61	4. 1	主幹（道路公社設立準備担当）設置			14	4. 1	理事設置 多摩ニュータウン事業部設置	4. 1	多摩ニュータウン整備事務所設置
		5. 23	次長廃止	7. 1	恩賜上野動物園、多摩動物公園に副園長設置	16	4. 1	理事（多摩ニュータウン事業担当）廃止 市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部を統合し、都市整備局に移管	4. 1	第一・第二区画整理事務所及び再開発事務所は都市整備局へ移管 多摩ニュータウン整備事務所は3級事業所とし都市整備局へ移管
63	4. 1	主幹（道路公社設立準備担当）廃止 主幹（水上バス）設置	4. 1	第二～第三区画整理事務所に副所長設置	17			4. 1	第七建設事務所廃止	
H 元	4. 1	主幹（水上バス） 廃止	4. 1	第一～第二街路整備事務所廃止 第七建設事務所設置 第七建設事務所、第一区画整理事務所に副所長設置	18			4. 1	土木技術研究所廃止 土木技術センター設置 恩賜上野動物園及び多摩動物公園は指定管理者制度の導入に伴い廃止	
	7. 16	次長設置								

年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本 庁	月日	本庁行政機関
19			4.1	新交通建設事務所 廃止					
20	7.16	三環状道路整備推 進担当部長設置							
21	4.1	三環状道路整備推 進担当部長廃止 三環状道路整備推 進部設置	4.1	土木技術センター 廃止 土木技術支援・人 材育成センター設 置					
	7.16	情報基盤整備担当 部長設置							
22	7.16	参事（道路保全担 当）廃止 参事（道路計画担 当）廃止 参事（公園管理担 当）廃止 道路保全担当部長 設置 道路計画担当部長 設置 公園管理担当部長 設置							
23	4.1	情報基盤整備担当 部長廃止							

第5 人員一覽表

令和5年4月1日現在(単位:人)

区分	管理職									一般職員													計	
	()は再任用職員数で内数									()は再任用職員数で内数														
	事務	技術							小計	事務	技術										技能 労務	小計		
土木		建築	機械	電気	林業	造園	獣医	技術計			土木	建築	機械	電気	ICT	林業	畜産	水産	造園	獣医			技術計	
総務部	9	6		1				7	16	70	21	1	1	1	2					26		96	112	
用地部	4		2					2	6	65		5								5		70	76	
道路管理部	4	13						13	17	35	80	1	1	4						86		121	138	
道路建設部	1	16						16	17	20	95									95		115	132	
三環状道路整備推進部	2	2						2	4	20	8	1								9		29	33	
公園緑地部	9	1				3		4	13	39	2	3	2			2		29		38		77	90	
河川部	3	10						10	13	31	77		3	7						87		118	131	
小計	32	48	2	1		3		54	86	280	283	11	7	12	2		2		29		346		626	712
第一建設事務所	3 (1)	4						4	7 (1)	30	70 (4)	1	2	2				2		77 (4)	5 (2)	112 (6)	119 (7)	
第二建設事務所	5 (2)	5						5	10 (2)	64 (6)	99 (3)	4	2	4				1		110 (3)	3 (1)	177 (10)	187 (12)	
第三建設事務所	3	4	1					5	8	47 (1)	83 (2)	4	3	4				2		96 (2)	2	145 (3)	153 (3)	
第四建設事務所	5 (1)	4		1 (1)				5 (1)	10 (2)	63 (3)	82 (4)	4	2	4				2		94 (4)	2 (1)	159 (8)	169 (10)	
第五建設事務所	4 (1)	3 (1)						3 (1)	7 (2)	39 (1)	75 (7)	1		2				2		80 (7)	5 (1)	124 (9)	131 (11)	
第六建設事務所	5 (1)	2						2	7 (1)	50 (1)	84 (6)	3		1				2 (1)		90 (7)	3 (1)	143 (9)	150 (10)	
西多摩建設事務所	4 (2)	5						5	9 (2)	49 (3)	91 (4)	3		2						96 (4)	6 (1)	151 (8)	160 (10)	
南多摩東部建設事務所	4 (1)	3	1					4	8 (1)	31 (3)	66 (7)	2	1	2						71 (7)	2 (1)	104 (11)	112 (12)	
南多摩西部建設事務所	5	2						2	7	30 (1)	49 (2)	1		1						51 (2)	2	83 (3)	90 (3)	
北多摩南部建設事務所	4 (2)	4						4	8 (2)	39 (3)	63 (5)	1	1	2				1		68 (5)	2 (2)	109 (10)	117 (12)	
北多摩北部建設事務所	5 (1)	5						5	10 (1)	72 (5)	70 (2)	4		1						75 (2)	2 (1)	149 (8)	159 (9)	
土木技術支援・人材育成センター		2 (1)						2 (1)	2 (1)	5	21 (1)									21 (1)		26 (1)	28 (2)	
東部公園緑地事務所	2	1			1	3		5	7	34 (3)	11 (1)	8	5	7				32 (3)		63 (4)	2 (1)	99 (8)	106 (8)	
西部公園緑地事務所	2 (1)					2 (1)		2 (1)	4 (2)	18	6 (1)	2	1	1				18 (2)		28 (3)	2 (2)	48 (5)	52 (7)	
江東治水事務所	1 (1)	4		1				5 (1)	6	8	55 (2)	4	16 (2)	19 (1)						94 (5)	1 (1)	103 (6)	109 (7)	
小計	52 (14)	48 (2)	2	2 (1)	1 (1)	5 (1)		58 (4)	110 (18)	579 (30)	925 (51)	42	33 (2)	52 (1)				62 (6)		1,114 (60)	39 (15)	1,732 (105)	1,842 (123)	
計	84 (14)	96 (2)	4	3 (1)	1 (1)	8 (1)		112 (4)	196 (18)	859 (30)	1,208 (51)	53	40 (2)	64 (1)	2		2		91 (6)		1,460 (60)	39 (15)	2,358 (105)	2,554 (123)

第6 令和5年度予算

1 予算の基本的な考え方

我が国の景気は、感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、ウクライナ情勢の長期化や円安進行に伴う原材料価格の上昇、世界的な金融資本市場の変動、感染症の動向による経済の下振れリスクなど、今後の景気動向の不透明性を踏まえ、都の財政環境の先行きを見通すことは困難である。

こうした中、時代はますますその変化のスピードを早めている。世界の知恵、都庁全体の知恵を結集して「真に為すべきこと」に正面から向き合い、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開することで、明るい「未来の東京」を実現していかなければならない。

都がなすべきことは、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の構造改革を加速するとともに、創意工夫を凝らして無駄をなくす取り組みを徹底し、強靱な財政基盤を堅持することである。

令和5年度予算は、明るい「未来の東京」の実現に向け、将来にわたって「成長」と「成熟」が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算として、

第一に、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都民にとって重要な諸課題の解決にスピード感を持って取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること

第二に、都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄をなくす取り組みを徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持することを基本として編成した。

このような都の予算編成方針のもと、建設局では、次の3つを基本方針とし、以下の4つの視点により、必要となる予算を編成した。

一点目は、都市基盤施設の効果的・重点的な整備と適切な維持管理を通じた万全の危機管理により、都民の安全・安心を守るとともに、次世代に良好な社会資本を継承すること

二点目は、持続可能な未来へと歩みを進めるため、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること

三点目は、デジタル技術活用やグローバルな視

点による構造改革を迅速に進めるとともに、無駄をなくす取り組みを徹底すること

<4つの視点>

- 【安全安心】 【渋滞対策】
- 【快適環境】 【施設管理】

2 予算規模

令和5年度の建設局関係予算の総額は6,290億円で、前年度に対して418億円、7.1%の増となっており、その会計別の内訳は第1・1表のとおりである。

一般会計について、都全体と当局とを比較すると、第1・2表のとおり、一般会計全体の予算規模が前年度に比べ3.1%増、当局の予算規模は、6.9%増であり、一般会計全体に占める当局の割合は、7.7%となっている。

(資料第1-(2)、P.174)

第1・1表 建設局関係予算規模（会計別）

区分	5年度	4年度	比較増減	増減率
	億円	億円	億円	%
一般会計	6,219	5,815	404	6.9
用地会計	71	57	14	25.2
合計	6,290	5,872	418	7.1

第1・2表 建設局関係予算規模（年度別）

区分	一般会計				都全体に占める建設局割合(B/A)
	都全体(A)		建設局(B)		
年度	予算額	増減率	予算額	増減率	
平成	億円	%	億円	%	%
26	66,667	6.4	5,053	6.0	7.6
27	69,520	4.3	5,499	8.8	7.9
28	70,110	0.8	5,860	6.6	8.4
29	69,540	△0.8	5,909	0.8	8.5
30	70,460	1.3	5,965	1.0	8.5
令和元	74,610	5.9	5,753	△3.5	7.7
2	73,540	△1.4	5,832	1.4	7.9
3	74,250	1.0	5,646	△3.2	7.6
4	78,010	5.1	5,815	3.0	7.5
5	80,410	3.1	6,219	6.9	7.7

※総説においては、特記なき場合を除いて令和4年度予算額は総務局移管分を除いた額である。

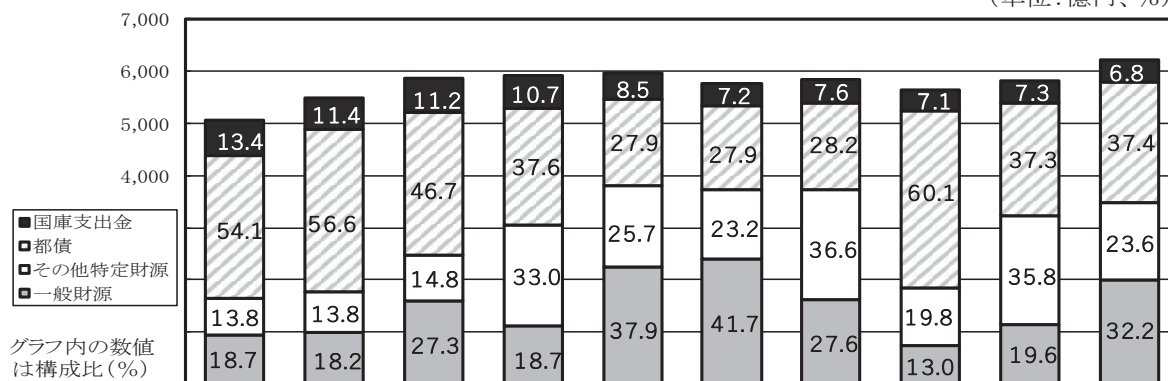
3 一般会計歳入予算の概要

令和5年度の建設局歳入予算は、所管外財源を含めた特定財源総額で4,212億円となっている。

前年度と比べて特定財源は△464億円の減、一般財源は868億円の増となっている。（第1・1図）

第1・1図 一般会計当初予算の推移と財源の構成

(単位:億円、%)



区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国庫支出金	676	625	656	633	507	414	442	398	427	420
都債	2,732	3,112	2,735	2,221	1,663	1,607	1,647	3,396	2,170	2,325
その他特定財源	696	762	869	1,944	1,542	1,334	2,131	1,119	2,079	1,467
一般財源	949	1,000	1,600	1,111	2,253	2,398	1,612	733	1,139	2,007
計	5,053	5,499	5,860	5,909	5,965	5,753	5,832	5,646	5,815	6,219

(1) 特別交付金

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円
1,326,537	1,267,032	59,505

道路交通法の反則行為に関する処理手続の特例によって、国に納付された反則金の収入額を建設局及び警視庁所管の交通安全施設（歩道、道路標識等）の整備の費用に充てるため人口集中地区人口、人身事故発生件数及び改良済道路延長を基準として交付されるものである。

(2) 分担金及負担金

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円
12,216,047	11,366,214	849,833

鉄道と道路との連続立体交差事業に伴う負担金や中小河川の護岸改修に伴う橋梁架替費用の負担金などであり、その内訳は第1・3表のとおりである。

(3) 使用料及手数料

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円
28,526,110	27,760,360	765,750

使用料は、道路や河川敷地の占用料、動物園の入園料、公園施設の利用料などであり、手数料は、行政サービスの対価として徴収するもので、その内訳は第1・4表のとおりである。

第1・3表 分担金及負担金

区分	5年度	4年度
道路橋梁費関係（連続立体交差事業に伴う負担金ほか）	11,591,357 千円	10,776,087 千円
河川海岸費関係（河川工事に伴う橋梁架替の負担金ほか）	471,553	372,571
公園霊園費関係（公園整備に伴う高規格堤防整備事業負担金ほか）	153,137	217,556

第1・4表 使用料及手数料

区分	5年度	4年度
道路橋梁費関係（道路占用料ほか）	13,600,442 千円	13,440,776 千円
河川海岸費関係（河川敷地占用料、流水占用料ほか）	3,222,403	3,227,191
公園霊園費関係（動物園入園料、公園・霊園施設使用料ほか）	11,694,248	11,083,504
土木管理費関係（証明閲覧ほか）	9,017	8,889

(4) 国庫支出金

5年度 千円	4年度 千円	比較増△減 千円
42,003,116	42,653,759	△650,643

地方財政法等の規定に基づき、国がその事業の経費の一部を負担する国庫負担金並びに国が特定の事業を奨励することを目的として支出する国庫補助金及び国の法定受託事務等に支出される国庫委託金があり、その内訳は第1・5表のとおりである。

(5) 財産収入

5年度 千円	4年度 千円	比較増△減 千円
811,938	1,757,841	△945,903

都有財産の運用収入及び公共事業の施行に伴う代替地の売払い収入などで、その内訳は第1・6表のとおりである。

(6) 寄附金

5年度 千円	4年度 千円	比較増△減 千円
10,000	10,000	0

(公財)東京動物園協会からのジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトに係る寄附金である。

(7) 繰入金

5年度 千円	4年度 千円	比較増△減 千円
95,309,479	163,204,227	△67,894,748

街路整備事業等に伴う下水道工事負担金、水道工事における道路自費復旧工事の監督事務費などの各公営企業会計からの繰入金や、社会資本等整備基金、東京強靱化推進基金などから財源充当される基金繰入金などであり、その内訳は第1・7表のとおりである。

第1・5表 国庫支出金

区 分	5年度	4年度	負担補助割合
国庫負担金 (土木費国庫負担金)	11,671,215 千円	17,311,011 千円	
道路橋梁 (街路整備ほか)	11,396,454	13,716,000	1/3・1/2・3/5・0.667
河川海岸 (中小河川整備ほか)	271,000	3,591,000	1/2・0.667
土木管理 (市町村指導監督)	3,761	4,011	10/10
国庫補助金 (土木費国庫補助金)	30,318,494	25,329,437	
道路橋梁 (街路整備ほか)	18,441,100	18,409,050	1/2・3/5
河川海岸 (中小河川整備ほか)	8,891,336	3,622,710	1/3・1/2・5.5/10・9/10
公園霊園 (公園整備ほか)	2,986,058	3,297,677	1/3・1/2
国庫委託金 (土木費委託金)	13,407	13,311	
河川海岸 (水害統計調査)	215	211	10/10
土木管理 (建設統計調査)	13,192	13,100	10/10

第1・6表 財産収入

区 分	5年度	4年度
河川海岸費関係 (地所賃貸料ほか)	18,082 千円	18,331 千円
公園霊園費関係 (地所賃貸料)	56	55
土木管理費関係 (用地取得に関連する代替地売払ほか)	793,800	1,739,455

第1・7表 繰入金

区 分	5年度	4年度
特別会計繰入金	71,445 千円	0 千円
都営住宅等事業会計繰入金 (同時施工工事負担金)	71,445	0
公営企業会計繰入金	6,414,204	1,210,330
中央卸売市場会計繰入金 (同時施工工事負担金ほか)	5,150,085	5,656
臨海地域開発事業会計繰入金 (臨海部開発者負担金)	115,000	115,000
交通事業会計繰入金 (非常用発電設備維持管理費負担金)	17,002	14,610
高速電車事業会計繰入金 (道路自費復旧工事監督事務費)	452	693
水道事業会計繰入金 (道路自費復旧工事監督事務費ほか)	220,504	256,595
工業用水道事業会計繰入金 (道路自費復旧工事監督事務費)	0	1,966
下水道事業会計繰入金 (街路事業に伴う下水道工事負担金ほか)	911,161	815,810
基金繰入金 (社会資本等整備基金、東京強靱化推進基金ほか)	88,823,830	161,993,897

(8) 諸収入

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円
8,494,886	5,356,456	3,138,430

公共事業の施行に伴う移転資金貸付金などの元利収入、街路整備事業と隣接事業との同時施行に伴う受託事業収入、宝くじ収入などであり、内訳は第1・8表のとおりである。

(9) 都債

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円
232,504,000	216,963,000	15,541,000

道路、河川、公園など都市基盤の整備にあたり、納税者の世代間の負担の均衡を図り、投資的経費の財政需要に応じていくための計上であり、内訳は第1・9表のとおりである。

第1・8表 諸収入

区 分	5年度	4年度
道路橋梁費関係（街路事業との同時施工工事受託費ほか）	2,143,492千円	2,116,590千円
河川海岸費関係（電力エネルギー売払収入ほか）	1,275	122
公園霊園費関係（宝くじ収入ほか）	6,197,567	3,036,153
土木管理費関係（生活再建資金貸付返済金ほか）	152,552	203,591

第1・9表 都 債

区 分	5年度	4年度
道路橋梁費関係（街路整備、交通安全施設ほか）	150,108,000千円	146,527,000千円
河川海岸費関係（中小河川整備、高潮防御施設ほか）	67,020,000	45,475,000
公園霊園費関係（公園整備）	15,376,000	24,961,000

4 一般会計歳出予算の特徴

(1) 令和5年度予算のポイント

1) 安全安心－安心で暮らしやすい社会の実現

1,903億円（対前年度 150億円増 8.6%増）

- ① 中小河川の豪雨対策 554億円
環状七号線地下広域調節池など
- ② 高潮防御施設等の整備 104億円
毛長川、石神井川など
- ③ 河川における防災情報の発信・充実 7億円
- ④ 東部低地帯の耐震・耐水対策 225億円
中川、新中川、花畑水門など
- ⑤ 木密・特定整備路線の整備 466億円
補助第29号線など 18路線 30箇所
- ⑥ 無電柱化の推進 388億円
- ⑦ 道路斜面の安全対策 58億円
- ⑧ 土砂災害対策（砂防・急傾斜地等） 82億円
- ⑨ 河川防災 羽伏浦海岸など 13億円
- ⑩ 都立公園の防災機能の強化充実 7億円
清澄庭園、六仙公園など

2) 渋滞対策－国際競争力と経済活力の強化

1,822億円（対前年度 65億円増 3.7%増）

- ① 骨格幹線道路の整備 816億円
環状第4号線、立川3・2・4号線など
- ② 首都圏三環状道路の整備 外環 51億円

- ③ 地域幹線道路の整備 381億円
補助第219号線、調布3・4・2号線など

- ④ 鉄道の連続立体交差事業の推進 440億円
京浜急行本線、西武新宿線など 6路線8箇所
- ⑤ 多摩都市モノレールの整備 3億円
- ⑥ 橋梁の整備（新設・架替） 102億円
等々力大橋（仮称）、関戸橋など 15橋
- ⑦ 第3次交差点すいすいプラン 28億円
右折レーン設置等の交差点改良 32箇所

3) 快適環境－魅力ある都市づくり

541億円（対前年度 △1億円減 △0.1%減）

- ① 都立公園の整備 366億円
練馬城址公園、東伏見公園など
- ② 道路や水辺空間の緑化推進 17億円
- ③ 道路のバリアフリー化 5億円
- ④ 自転車通行空間の整備 18億円
- ⑤ 東京ストリートヒューマン1st事業 6億円
- ⑥ 環境対策型舗装の推進 91億円
- ⑦ 道路照明のLED化 38億円

4) 施設管理－都市基盤施設の良好な維持管理

879億円（対前年度 86億円増 10.9%増）

- ① 道路・河川・公園の維持管理 595億円
- ② 予防保全型管理 橋梁長寿命化など 284億円

(2) 令和5年度予算による事業効果

- 1) 御蔵島環状線（里）完成
- 2) 放射第5号線完成
- 3) 補助第26号線（三宿）完成
- 4) 下連雀八丁目交差点ほか1か所完成
- 5) 今井水門、上平井水門、北十間川樋門耐震・耐水工事完了
- 6) スーパー堤防（隅田川 明石南地区、新田一丁目北地区）完成
- 7) 大塚地区 急傾斜地崩壊防止工事完了
- 8) 高井戸公園 南地区西側整備完了
- 9) 明治公園 P-PFIを活用した整備完了
- 10) 六仙公園 新管理所完成
- 11) 舎人公園 陸上競技場改修工事完了
- 12) 府中の森公園 サッカー・ホッケー場改修工事完了

(3) 令和5年度予算における主要整備指針

- 1) 区部環状道路完成率 76.4%→76.4%
- 2) 多摩南北道路完成率 74.8%→74.8%
- 3) 多摩東西道路完成率 69.1%→69.1%
- 4) 中小河川護岸整備率 68.3%→68.5%
- 5) 河川の安全度達成率
 - ・対策強化流域 62.4%→63.1%
 - ・一般の流域 79.6%→81.0%
- 6) 高潮防御施設整備率 92.7%→92.7%
- 7) 1人あたり公園面積 5.79㎡→5.82㎡

(4) 経常経費 820億円

経常経費については、都市基盤施設を良好な状態に保つ維持・修繕・管理等に加え、安全性や景観の向上などに重点をおいた維持管理を行うため、所要の経費を計上した。

(5) 国庫補助事業 871億円

国庫補助事業については、前年度に比べ△1.8%減の871億円となった。なお、一般会計に占める補助事業の割合は、4年度の15.2%から14.0%へと減少した。（第1・2図）

第1・2図 補助・単独事業別予算比較

年度	補助事業	50%	単独事業	計
				億円
25	1,440	30.2	69.8	3,328
26	1,315	26.0	74.0	3,738
27	1,185	21.5	78.5	4,314
28	1,226	20.9	79.1	4,634
29	1,186	20.1	79.9	4,723
30	956	16.0	84.0	5,009
元	847	14.7	85.3	4,906
2	888	15.2	84.8	4,944
3	800	14.2	85.8	4,846
4	887	15.2	84.8	4,928
5	871	14.0	86.0	5,348

注) 補助事業には公共のほか交付金を含む。

(6) 一般会計歳出予算を目的別（項別）に見ると予算額と構成比は、道路橋梁費 4,008億円 64.5%、河川海岸費 1,221億円 19.6%、公園霊園費 745億円 12.0%、土木管理費 245億円 3.9%となっている。（第1・10表）

第1・10表 目的別（項別）予算

区分	5年度		4年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
道路橋梁費	4,008	64.5	3,737	64.3	271	7.2
河川海岸費	1,221	19.6	1,130	19.4	91	8.1
公園霊園費	745	12.0	718	12.3	27	3.7
土木管理費	245	3.9	230	4.0	15	6.5
合計	6,219	100	5,815	100	404	6.9

(7) また、これを性質別にみると予算額と構成比は、投資的経費 5,399億円 86.8%、給与関係費 206億円 3.3%、維持補修費 549億円 8.8%、物件費ほか 65億円 1.1%である。

（第1・11表）

第1・11表 性質別予算

区分	5年度		4年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
投資的経費	5,399	86.8	5,054	86.9	345	6.8
給与関係費	206	3.3	199	3.4	7	3.5
維持補修費	549	8.8	505	8.7	44	8.7
物件費ほか	65	1.1	57	1.0	8	14.0
合計	6,219	100	5,815	100	404	6.9

5 一般会計歳出予算の概要

5年度 千円	4年度 千円	比較増△減 千円
621,902,000	581,548,880	40,353,120

(第1・3図)

(1) 道路橋梁費

5年度 千円	4年度 千円	比較増△減 千円
400,805,000	373,724,903	27,080,097

都知事が管理する道路、橋梁の維持管理費及び新設、改修に要する経費である。

1) 骨格幹線道路の整備 893億円

都心に流入する通過交通の分散や多摩地域での渋滞の緩和を図るため、区部放射・環状、多摩南北方向、区部多摩を結ぶ東西方向の幹線道路を重点的に整備する。

2) 東京外かく環状道路の整備推進 51億円

外環のうち青梅街道インターチェンジ地域の用地取得事務を国から受託し、事業を推進する。(直轄事業負担金含む)

3) 地域幹線道路の整備 771億円

骨格幹線道路を補完し、地域の防災性や交通の定時性を確保するなど、地域生活を支える基幹的な幹線道路を整備する。

4) 木密地域・特定整備路線の整備(再掲) 466億円

震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都

市計画道路を「特定整備路線」として選定し、「燃え広がらないまち」の実現を図る。

5) 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業 47億円

多摩地域のまちづくりと密接に関連した都道について、市と協力して整備を行い、地域のネットワークの早期完成を図る。

6) 鉄道の連続立体交差事業 440億円

一定区間の鉄道を連続して立体化することにより、交通渋滞の緩和、地域分断の解消を図り、一体的なまちづくりを推進するほか、踏切事故を解消し、安全性を確保する。

7) 多摩都市モノレールの整備 3億円

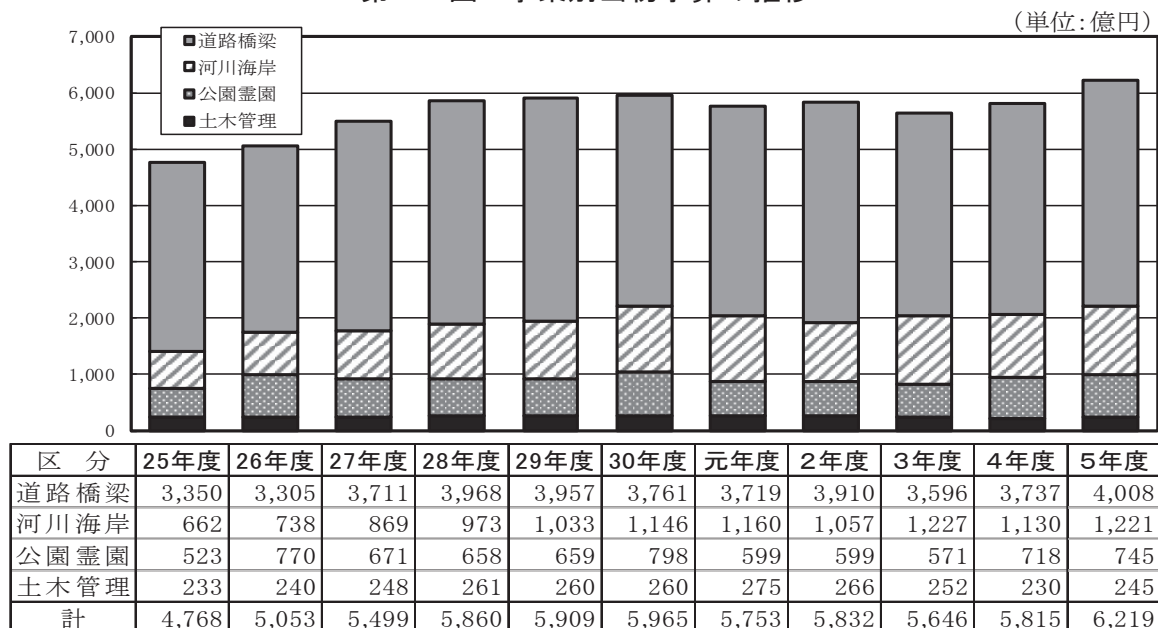
多摩地域のアクセス利便性や生活利便性の向上を図るため、上北台から箱根ヶ崎間の延伸の事業化に向けて、インフラ部の整備にかかる調査及び設計等を進める。

8) 安全性を重視した道路補修 388億円

安全で円滑な道路交通を確保するため、路面や道路施設の補修を実施するほか、沿道環境対策や道路照明のLED化などに取り組む。

また、ヒートアイランド対策として、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、路面温度の上昇を抑える遮熱性舗装や保水性舗装を路面補修工事にあわせて実施する。

第1・3図 事業別当初予算の推移



9) 無電柱化の推進 388億円

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、「東京都無電柱化計画」に基づき、都道では、防災上重要な第一次緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺等を中心に事業を推進する。島しょ地域では、「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき事業を推進するとともに、「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」では、都道や港のみならず村道等についても無電柱化することで「電柱のない島」を目指す。

また、面的な無電柱化を促進するため、区市町村の無電柱化事業への補助を行う。

10) 交通ボトルネックの解消 28億円
(第3次交差点すいすいプラン)

右折車線のない交差点など、道路交通上の支障となっている箇所を集中的に整備することで渋滞の解消を図る。

11) 歩道の整備 35億円
歩行者を交通事故から守り、車椅子利用

者や自転車も通行できる安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道が未整備又は歩道幅員2m未満の道路において、歩道の整備を推進する。

12) 道路のバリアフリー化 5億円

高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などによるバリアフリー化に取り組む。

また、都道の整備に加え、区市町村道のバリアフリー化補助を行い、面的なバリアフリー化を推進する。

13) 自転車通行空間の整備 18億円

都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するために、整備を推進する。

14) 山岳道路の防災力の向上 14億円

山岳道路において、令和元年東日本台風など近年の災害の教訓を踏まえ、優先路線で擁壁等を新規に整備するとともに、既設斜面における経年劣化対策を拡大するなど、防災力の向上を図る。

区 分	5 年 度	4 年 度
管理費（道路橋梁事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,379,000 千円	2,285,323 千円
道路管理費（都道の認定改廃、道路台帳整備等道路の管理）	749,000	631,000
駐車場管理費（都営駐車場の管理運営等）	1,512,000	2,554,000
道路維持費（道路、街灯、交通安全施設、街路樹等の維持）	27,247,000	24,564,152
橋梁維持費（橋梁の塗装、修理等の維持）	4,508,000	4,167,000
道路補修費（路面や道路施設の補修、街路樹等の道路緑化）	38,782,000	32,125,596
交通安全施設費（無電柱化、歩道の整備や交差点の改良などの整備）	45,845,000	41,074,444
道路災害防除費（落石や斜面崩壊など道路災害の防除）	5,802,000	5,326,000
道路整備費（道路法による多摩・島しょ地域などの道路整備）	21,327,000	18,559,796
街路整備費（都市計画法による区部・多摩地域などの街路整備）	203,737,000	199,582,665
橋梁整備費（橋梁の新設・架替、長寿命化等の整備）	31,255,000	27,131,000
小笠原道路整備費（小笠原諸島における道路の整備）	586,000	392,927
直轄事業負担金（国が直轄施行する道路事業に対する負担金）	17,073,000	15,328,000
道路災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	3,000

(2) 河川海岸費

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円

122,105,000 112,990,623 9,114,377

都知事の管理する河川、海岸の維持管理、改修及び施設の新設に要する経費である。

1) 中小河川整備の推進 549億円

1時間50mmの降雨に対応するため、護岸や調節池などの整備を推進する。また、時間50mmを超える降雨への対応や近年多発し

ている局地的かつ短時間の集中豪雨の増加を踏まえ引き上げた整備水準である年超過確率1/20の規模の降雨に対応するため、神田川や境川など5河川で環状七号線地下広域調節池など7施設の整備を推進していく。

加えて、仙川第一調節池（仮称）において、基本設計に着手する。

①護岸整備	148億円
②調節池・分水路整備	401億円

2) 高潮防御施設の整備 329億円

東部低地帯を高潮等の被害から守るため、防潮堤、護岸などの施設整備を行うとともに、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、最大級の地震に対しても、各施設が機能を保持し、津波や高潮等による浸水を防止するための耐震・耐水対策を推進する。

- ①高潮防御施設 30億円
- ②江東内部河川 23億円
- ③スーパー堤防等 43億円
- ④東部低地帯耐震・耐水対策 225億円
- ⑤係留保管施設 1億円
- ⑥水辺の魅力を活かした東京の顔づくり 8億円

区 分	5 年 度	4 年 度
管理費（河川海岸事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	1,818,000 千円	1,746,173 千円
河川維持費（堤防護岸、水門、砂防施設、海岸保全等維持管理）	5,106,000	4,866,000
水防費（水防倉庫、水防用車両等の維持管理）	474,000	405,000
河川防災費（在来護岸の局部改良）	7,721,000	8,179,000
河川環境整備費（河川における環境整備）	1,795,000	1,407,000
中小河川整備費（中小河川の護岸や調節池などの整備）	55,034,000	48,246,302
高潮防御施設費（高潮区間の河川整備や耐震・耐水対策など）	32,874,000	31,071,645
砂防海岸整備費（砂防、海岸保全、急傾斜地保全施設等の整備）	8,225,000	7,715,503
小笠原河川整備費（小笠原諸島の河川及び砂防施設の整備）	624,000	308,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する河川事業等に対する負担金）	8,431,000	9,043,000
河川災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	3,000

(3) 公園霊園費

5 年 度	4 年 度	比較増△減
千円	千円	千円
74,471,000	71,815,143	2,655,857

公園、動物園などの施設の管理運営と施設整備に要する経費である。

1) 個性豊かな都立公園の整備 248億円

東京を緑豊かな成熟した都市とするため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、優先整備区域を中心に整備を行い、水と緑の骨格軸を形成していく。

2) 都立公園の防災機能の強化充実 7億円

東日本大震災を踏まえ、災害時の避難場所及び救出・救助活動拠点として、公園施設が確実に機能を発揮できるよう、63の防災公園で、非常用発電や夜間照明を整備するとともに、情報

伝達機能を強化することなどにより、都立公園における防災機能の強化充実を図る。

3) 国際観光拠点としての活用 162億円

江戸の名園を保存・復元するとともに、動物園での行動展示施設への改修を図り、歴史ある公園では賑わいを創出するなど、東京の顔としての公園の魅力を高める。

4) 区部霊園の再生 8億円

都心に立地する区部霊園を、良好な都市の緑地空間と位置づけ、既存ストックを活かし投資効率の高い霊園として再生整備を行い、生み出した墓所を、都民に供給する。

5) 指定管理者制度の活用 194億円

公の施設の効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用し、利用者の多様なニーズに応える質の高いサービスの提供を図る。

区 分	5 年 度	4 年 度
管理費（公園霊園事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,839,000 千円	2,797,494 千円
公園管理費（公園の維持管理）	12,387,000	11,087,927
動物園管理費（動物園の維持管理）	6,941,000	6,567,000
霊園葬儀所管理費（霊園及び葬儀所の維持管理）	2,309,000	2,162,928
公園整備費（公園の造成、既設公園の整備）	41,585,000	41,682,079
動物園整備費（動物園の展示施設の改修、管理施設の整備）	3,906,000	3,285,715
霊園葬儀所整備費（霊園及び葬儀所の改修、管理施設の整備）	4,389,000	4,129,000
小笠原公園整備費（小笠原諸島の都市公園の整備）	115,000	103,000

(4) 土木管理費

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円

24,521,000 23,018,211 1,502,789

生活再建対策、市町村の土木事業に対する補助
その他土木事業の管理に要する費用である。

1) 生活再建対策（貸付金・代替地） 14億円

公共事業の施行に伴う建築物の移転、土地の

購入等を要する者に対する資金の貸付及び代替
地の取得・売払を実施する。

2) 市町村土木補助 56億円

地域交通や生活環境を支える上で欠かすこと
のできない市町村道事業をはじめ、地域のさら
なる緑の創出に向けて公園事業への補助を積極
的に行うなど、多摩、島しょ地域のまちづくり
を支援する。

区 分	5 年 度	4 年 度
管理費（一般管理事務及び建設事務所等の人件費、管理事務費）	14,812,000 千円	14,317,284 千円
土木技術支援・人材育成センター費（技術力維持向上、人材育成等）	260,000	302,927
庁舎整備費（建設事務所等の維持・改修）	2,430,000	1,300,000
土木補助費（市町村の土木事業に対する補助）	5,609,000	5,609,000
生活再建資金貸付費（事業実施に伴う移転者への生活再建対策）	321,000	367,000
代替地購入費（事業実施に伴う移転者への移転先地提供）	1,089,000	1,122,000

6 用地会計予算の概要（財務局所管）

5年度	4年度	比較増△減
千円	千円	千円

7,107,000 5,676,000 1,431,000

（第1・4図）

道路事業（定額資金） 196㎡ 26億円

河川事業（起債事業） 329㎡ 2億円

公園事業（起債事業） 7,980㎡ 43億円

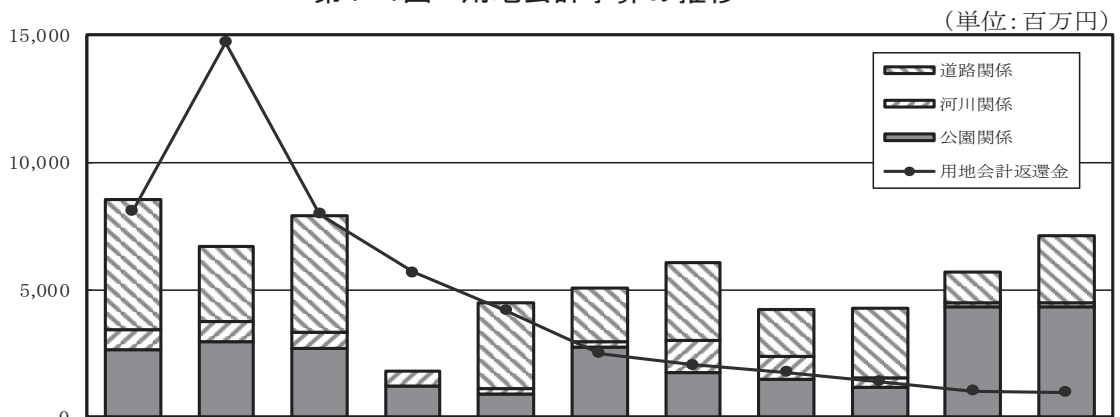
(2) 用地会計返還金（一般会計）

用地会計の起債事業で取得した用地は、一般会
計において、1年間据置後、2年目から用地会計
への返還金を計上し、減債基金に積み立て、10年
目に一括償還する。

(1) 用地会計による用地取得

道路、河川及び公園事業の円滑な推進を図るた
め、必要となる事業用地を先行取得する経費であ
り、所管の財務局から執行委任を受けて事業を実
施している。

第1・4図 用地会計予算の推移



区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
道路関係	5,093	2,956	4,609	0	3,371	2,125	3,053	1,832	2,724	1,216	2,648
河川関係	771	771	601	574	244	221	1,276	907	385	160	159
公園関係	2,660	2,974	2,708	1,227	872	2,736	1,734	1,456	1,157	4,300	4,300
計	8,524	6,701	7,918	1,801	4,487	5,082	6,063	4,195	4,266	5,676	7,107
用地会計返還金	8,101	14,702	7,963	5,664	4,176	2,495	2,039	1,765	1,386	1,011	958

第7 令和4年度決算

1 都の一般会計決算

令和4年度一般会計決算における実質収支は均衡した。これは、新型コロナウイルス感染症対策等の歳出が減少する一方、国庫支出金等の歳入も減少したことなどによるものである。

新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられるなど、大きな転換点を迎える中、チルドレンファースト社会の実現、都市の強靱化、脱炭素社会の実現に向けた取組など、都が直面する膨大な財政需要に対応していくため、引き続き強靱な財政基盤を堅持していく。

区 分	4年度	3年度
	億円	億円
歳 入	93,329	97,474
歳 出	90,478	94,617
形式収支	2,851	2,857
翌年度繰越	2,851	2,857
実質収支	0	0

2 土木費の決算

令和4年度は、局の主要事業を重点的に推進し、環状第2号線（築地）や新宿歩行者専用道第2号線Ⅲ期区間（1工区）の交通開放、高尾地区、高尾（2）地区急傾斜地崩壊防止工事の完了、代々木公園サッカー・ラグビー・ホッケー場改修工事の完了など、多数の箇所事業効果の発現を図り、

都市基盤整備への取組を着実に前進させた。

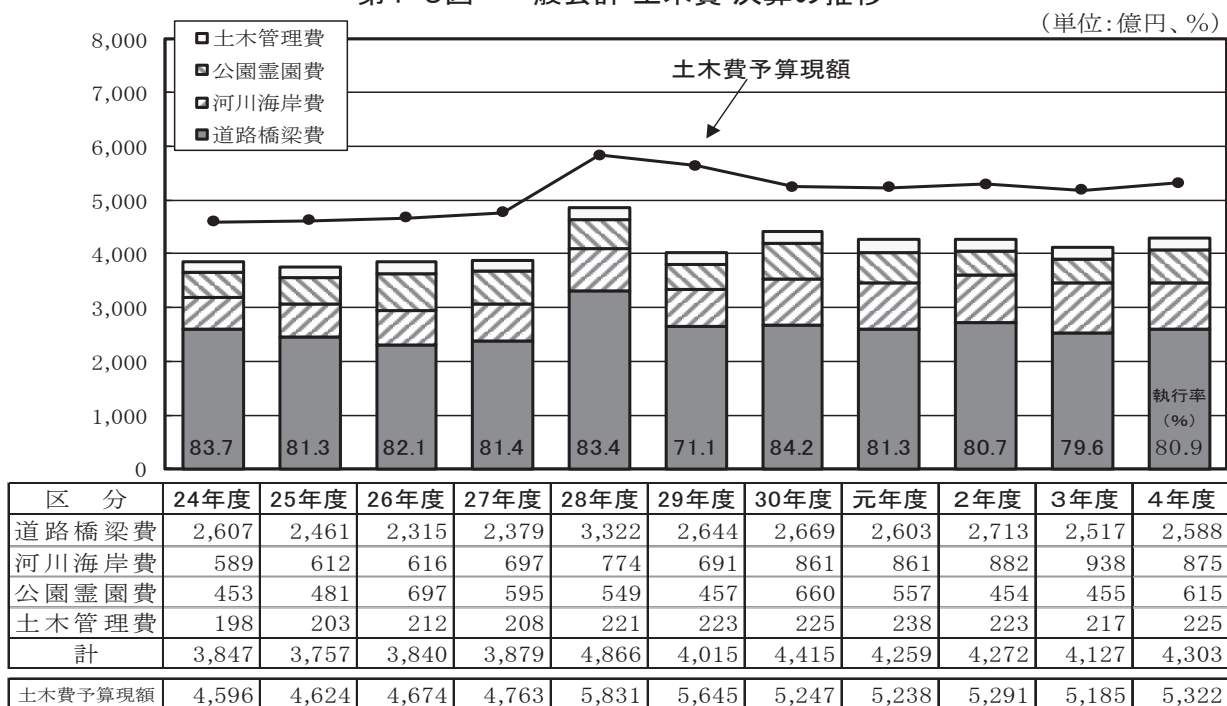
（第1・5図）（資料第1-（3）、P.176）

区 分	4年度	3年度
	百万円	百万円
予 算 現 額	532,157	518,545
支 出 済 額	430,272	412,747
繰 越 額	24,045	21,875
不 用 額	77,840	83,923
執 行 率	80.9 %	79.6 %
（繰越含む）	(85.4 %)	(83.8 %)

3 主な事業効果発現

- (1) 環状第2号線（築地）交通開放
- (2) 環状第5の1号線（千駄ヶ谷）交通開放
- (3) 補助第26号線（三宿）交通開放
- (4) 環状第4号線（河田町）完成
- (5) 新宿歩行者専用道第2号線Ⅲ期区間（1工区）交通開放
- (6) 高尾地区、高尾（2）地区急傾斜地崩壊防止工事完了
- (7) 大島川水門テラス連絡橋完成
- (8) 海沢川砂防工事完了
- (9) 代々木公園サッカー・ラグビー・ホッケー場改修工事完了
- (10) 旧岩崎邸庭園 新管理所完成
- (11) 葛西臨海公園 クリスタルビュー改修工事完了

第1・5図 一般会計 土木費 決算の推移

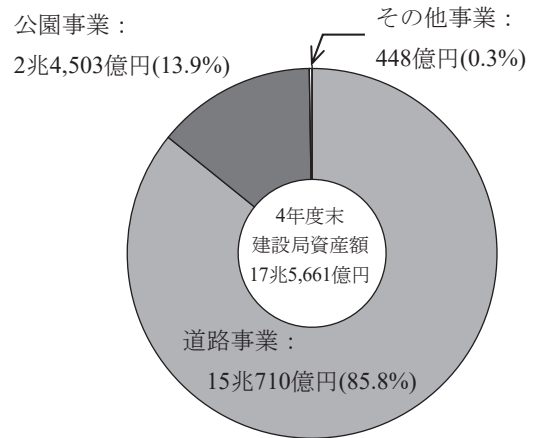


4 建設局の保有資産

令和4年度末における建設局の資産の合計は、17兆5,661億円で、令和3年度末に対して、865億円増加した。これらは、積極的な都市基盤整備の結果、道路、公園等の資産が増加したことによるものである。(第1・12表)(資料第1-(4)、P.178)

資産の事業別内訳は、第1・6図のとおり、道路事業が15兆710億円で、建設局全体の8割以上を占めている。公園事業は、2兆4,503億円である。なお、都民一人あたりの資産は125万円である。これらの資産については、都民の共有財産として引き続き適切に管理を行っていく。

第1・6図 資産の事業別内訳



第1・12表 一般会計貸借対照表の概要

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額
資産の部			
流動資産	931,266 千円	1,065,529 千円	△ 134,263 千円
固定資産	17,565,217,942	17,478,490,272	86,727,670
行政財産	2,630,397,175	2,591,692,360	38,704,815
普通財産	16,079,275	16,109,787	△ 30,512
重要物品	4,873,438	4,893,439	△ 20,001
インフラ資産	14,216,553,421	14,176,860,862	39,692,559
ソフトウェア	446,245	308,145	138,100
建設仮勘定	692,771,479	654,651,879	38,119,600
ソフトウェア仮勘定	29,692	0	29,692
投資その他の資産	4,067,217	33,973,800	△ 29,906,583
資産の部合計	17,566,149,208	17,479,555,801	86,593,407
負債の部			
流動負債	142,846,420 千円	122,593,943 千円	20,252,477 千円
固定負債	2,475,918,331	2,461,985,421	13,932,910
負債の部合計	2,618,764,751	2,584,579,364	34,185,387
正味財産の部合計	14,947,384,457 千円	14,894,976,437 千円	52,408,020 千円